

奈良県労働会館条例及び奈良県産業会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十九年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十二号

奈良県労働会館条例及び奈良県産業会館条例の一部を改正する条例

(奈良県労働会館条例の一部改正)

第一条 奈良県労働会館条例(昭和二十七年十月奈良県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十条ただし書中「知事は、特別の理由があると認めるときは、これを減免する」を「規則で定める場合には、後納する」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用料を減免することができ
る。

別表第二を次のように改める。

別表第二(第十条関係)

中和労働会館使用料

種 別		使 用 区 分			
会議室 B	会議室 A	午前	午前九時から正午まで		五、一四〇円
			午後二時から午後五時まで		五、一四〇円
		午前・午後	午前九時から午後五時まで		一〇、二八〇円
		夜間	午後六時から午後九時まで		六、一七〇円
		午後・夜間	午後二時から午後九時まで		一一、三一〇円
		全日	午前九時から午後九時まで		一六、四五〇円

	七〇円	七〇円	四〇円	八〇円	五〇円	二〇円
会議室C	二、五 七〇円	二、五 七〇円	五、一 四〇円	三、〇 八〇円	五、六 五〇円	八、二 二〇円

（奈良県産業会館条例の一部改正）

第二条 奈良県産業会館条例（平成二十二年三月奈良県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表の一の2の表会議室の部及び中会議室の部を削り、別表の一の3の表創業支援

室の部中	「			
	I	J	K	L
	一六、四五〇円	一六、四五〇円	一六、四五〇円	一六、四五〇円
	三二、九一〇円	三二、九一〇円	三二、九一〇円	三二、九一〇円
	四九、三七〇円	四九、三七〇円	四九、三七〇円	四九、三七〇円
	を I			

一六、四五〇円	三二、九一〇円	四九、三七〇円
に改める。		

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に第二条の規定による改正前の奈良県産業会館条例（以下「旧産業会館条例」という。）第二条第一項の規定により次の表の上欄の会議室等に係る使用の承認を受けている者については、それぞれ第一条の規定による改正後の奈良県労働会館条例（以下「新労働会館条例」という。）第三条の規定により同表の下欄の会議室に係る使用の承認を受けた者とみなす。

旧産業会館条例別表の一の2の表会議室の部の会議室1	新労働会館条例別表第二の会議室B
旧産業会館条例別表の一の2の表会議室の部の会議室2	新労働会館条例別表第二の会議室C
旧産業会館条例別表の一の2の表中会議室の部の中会議室	新労働会館条例別表第二の会議室A